

あいぱーく今立ご使用にあたって

■電話問合せ先

あいぱーく今立の施設予約受付窓口 電話0778-43-1809

■開館時間

午前9時から午後10時まで

ふれあい広場は、終日（市長が特に必要があると認めた場合は除きます）。

■休館日

12月29日から翌年1月3日まで

※必要があるときは休館日を変更する場合があります。

■使用申請方法

越前市施設予約サービスから、インターネットで申請してください。

インターネット環境が整っていない方は、所定の「使用許可申請書」にて、あいぱーく今立の受付窓口にてお申し込みください。また、プロジェクター等の備品を使用されたい場合は、直接電話にてご相談ください。

■窓口での使用申請受付時間

午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く）

■予約受付期間

使用日の3ヶ月前から7日前までの受付とします。

■受付順位

原則として先着順に受付します。ただし、市の事業等で希望日の使用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■使用料の納付

あいぱーく今立の使用料は、平日9時から17時までの時間内に あいぱーく今立の受付窓口にて納入してください。なお、施設の使用料は、使用前の納入を基本としておりますが、法人、団体等の経理上の事情により、使用前納入が困難な場合は、事前に相談してください。

■申請の変更

申請についての変更、取消し等がある場合には、越前市施設予約サービスで手続きを行うか、直接、受付窓口に電話してください。

■使用の取消し

申請後、使用取消しをする場合は、使用しようとする日前7日までに使用取消しを申し出ない限り、使用料を徴収しますのでご了承ください。

■使用の制限

次のような場合には、施設の使用承認はできませんのでご了承ください。

- ・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- ・施設、附属設備、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- ・火気、爆発物又は危険物を取り扱うとき。
- ・暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- ・著しく長期にわたる継続使用により、他の仕様を妨げる恐れがあると判断した場合。
- ・上記に掲げるもののほか、施設の管理及び運営上支障があると市長が認めるとき。

■使用権の譲渡等の禁止

許可を受けた施設等の使用を第三者に譲渡したり、転貸したりすることはできません。

■損害賠償

施設、付属設備、備品等を毀損・汚損、又は滅失した時は、管理人室に連絡してください。故意または過失により損傷または毀損した場合は、損害賠償をしていただきます。

■使用方法

使用当日は、受付窓口で使用方法の説明を受けてから、部屋の鍵を受け取ってください。また、事前に予約したプロジェクター等の備品は、受付窓口でお受け取りください。

■飲食について

施設内は、すべて飲食可能ですが、施設を汚さないよう注意し、飲食後のゴミの始末や跡片付けを各自で行ってください。特に会議室は、床がカーペット仕様のため汚さないようご注意ください。

■使用許可の取り消し

次のような場合には、使用許可を取り消すことがありますのでご了承ください。

- ・条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- ・使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- ・使用許可の条件に違反したとき。
- ・利用の制限のいずれかに該当するに至ったとき。
- ・上記に掲げるもののほか、市長が使用を不適當と認めたとき。

■使用時間の厳守

使用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。この時間内に、全てが終了するよう使用時間を守ってください。

■張り紙の禁止

壁紙や柱の損傷、汚損する恐れがあるので、壁等への張り紙はしないでください。案内などの掲示が必要な場合には、受付窓口にご相談してください。

■電化製品の使用

電化製品を持ち込んで使用するときは、申請の際、受付窓口にご相談してください。

■多目的ホールの使用条件

多目的ホールは、一部壁がガラス仕様であるため、スポーツは軽運動に限ります。また、土足禁止になっており、使用後は倉庫のモップにて清掃をお願いします。

■楽器演奏等での利用条件

楽器演奏等での施設利用は、多目的ホールの全面予約に限り、使用を許可します。なお、不明な点がございましたら、事前に電話にてお問合せください。

■使用が終わったとき

施設の使用が終わったときは、テーブル等の備品や付属設備などを元に戻してください。また、「使用人員等確認書」に使用時間等を記入し、鍵といっしょに受付窓口に戻却をお願いします。発生したゴミについては、必ずお持ち帰りください。

■駐車場の利用

施設を使用になる場合は、あいぱーく今立の駐車場を利用してください。なお、駐車場内での盗難、事故などには一切責任を負いませんのでご了承ください。

■喫煙

施設敷地内は全面禁煙ですが、敷地北側の喫煙所内でのみ喫煙可能です。

■物品の販売等

施設で寄附金の募集、物品の販売を行う際は、事前に許可を取ってください。ただし、市民利用供用部（コミュニティーホール等）で物品の販売等は禁止いたします。

■盗難事故等について

施設内で発生した盗難などには、一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。